

鋸南町会計年度任用職員募集案内

鋸南町では、会計年度任用職員として役場で勤務していただける方を随時募集しています。

会計年度任用職員とは、業務繁忙期や職員に欠員が生じたときなどに、職員の補助として、1会計年度を任期として任用される非常勤の公務員です。

あらかじめ、希望する職種や勤務時間等を登録していただき、必要に応じて条件に合う方を登録者の中から選考し、会計年度任用職員として任用するものです。

1 募集職種・業務内容

別紙「募集職種一覧」のとおり

2 勤務条件

任用期間	1会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）の範囲内 ※ただし、任用から1ヶ月は条件付採用期間となります。
勤務場所	役場本庁舎、各出先機関等
勤務時間	1日あたり7時間30分以内 週あたり37時間30分以内
休日	週休日（原則として土・日曜日）、祝日、年末年始 ※職種や勤務場所等によって異なる場合があります。
休暇	年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）等 ※任用期間、勤務場所等により、取得要件や日数が異なります。
報酬	「会計年度任用職員 募集職種一覧」のとおり
手当	期末手当・勤勉手当 ※一定の要件を満たす場合に支給します。
福利厚生	健康保険（千葉県市町村職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険、 公務災害補償等の適用があります。 ※一定の要件を満たす場合に加入します。
服務	守秘義務、職務専念義務などが適用されます。

3 選考方法

- (1) 原則、登録申込書による書類選考
- (2) 個人面接（※必要に応じて実施）

4 登録要件

次のいずれかに該当する方は、登録できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 鋸南町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 登録手続き等

- (1) 提出書類
 - ① 登録申込書
 - ② 資格証等の写し（資格・免許等が必要な職種）
- (2) 受付期間
随時受付します。
- (3) 有効期間
令和8年3月31日まで（1年間有効とします。）

6 その他

登録されても必ず任用されるとは限りません。また、連絡がない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

会計年度任用職員は、登録者の中から選考するほか、ハローワーク等により直接募集することもあります。

希望職種の変更等が生じた場合は、必ずご連絡ください。

鋸南町以外で就職が決まった等の理由により、会計年度任用職員への任用を希望しなくなった場合は、登録を抹消する必要がありますので、必ずご連絡ください。

7 問い合わせ・申込書提出先

〒299-2192

千葉県安房郡鋸南町下佐久間3458

鋸南町役場 総務企画課 総務管理室 人事係

電話：0470-55-4801